

令和5年 第1回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和5年1月25日(水) 午後1時30分～午後2時22分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	12番 武井 洋一	13番 田中 正明
	14番 中山 範雄	15番 金井 亮	16番 伏田 再子
	17番 丸山 征二		

4 欠席委員 (1人)

11番 橋本 一男

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和5年第1回農業委員会総会を開催します。

出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会に当たり、11番橋本一男委員より欠席届が提出されておりますので、

ご報告いたします。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題といたします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3番竹内佳重委員・14番中山範雄委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和4年12月26日開催の第13回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係20件につきましては、令和5年1月20日付で許可書を交付いたしました。

次に、〇〇株式会社から2件の届出がありました農作物高度化施設設置届出書、農地法第43条の規定による届出につきまして、第13回総会、議案第4号で受理の決定がされたところですが、関係法令であります農地法関係事務処理要領において、受理決定後に受理の通知を行った場合、農業委員会に報告することと規定されておりますので、今回報告をいたします。受理の決定により農地転用の手続は不要になりますが、農地法第30条の規定による利用状況調査の対象として農作物の栽培状況の確認を毎年行うこととなります。

「農業委員への女性の登用」に関する要請活動が1月12日に高崎市役所1階ロビーで行われ、伏田委員が参加をしております。

ぐんま農業委員会女性ネットワーク第1回理事会が1月17日に前橋市のJAビルで開催され、芝崎委員が出席しました。

ぐんま農村女性男女（とも）に輝くフェスティバルが1月19日に前橋市の群馬会館2階ホールで開催され、芝崎委員が出席しました。

群馬県農業会議の第10回常設審議委員会が1月20日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席しました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか

ら審議のうえ議決願いたい。

令和5年1月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。議案第1号、2番について、特に支障はないと思われまので、よろしく申し上げます。

議長 ほかに。

7番。

7番委員 7番です。農地法第3条の1番です。こちらは、農地法第5条関係の1番に関連する地上権設定ということで、後ほどまた発言させていただきますが、特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ、質疑を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、以上合計2件を付託いたします。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年1月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、1月23日に実施した申請地面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電用地案件に係る4条、5条申請の8件、現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の2件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

10番。

10番委員 10番です。農地法第4条許可申請案件、1番、この案件は営農型太陽光発電用地の申請の更新要請でございます。現地では菊芋を作った形跡があり、妥当に使われていると思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。農地法第4条の2番です。この土地は、〇〇斜め前の場所にありまして、〇〇によると、高齢なおかつ年間1回この土地に来るそうです。そのため周りは山林化しております。農地として復元ができないため、申請どおり山林用地としてやむを得ないと思いますので、皆さんよろしく申し上げます。以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ、質疑を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要性が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番と2番の2件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年1月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから4ページ記載の9件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の4番です。3種農地であり、また〇〇に徒歩10分前後で行ける場所なので、ほとんど住宅地化しているところなので、問題ないかと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の7番、ここは以前〇〇がありまして、〇〇のため現在更地となっておりますが、〇〇を建てるときに転用していたようですが、登記ができていなくて、登記上畑となっております、今回分譲するに当たり、申請が出てきたということです。周辺も周りが人家に囲まれている場所なので、特に問題はないと思われまます。

続きまして、8番と9番です。これは、隣り合っている土地なのですがけれども、ここも周りが、南が竹やぶ、西側、北側共に耕作されていない畑ということで、東側に畑はありますが、日照等に影響はないと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひまます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法第5条のうちの2番ですが、ここは広域農道に面しているところで、転用目的が土建資材置場用地（一時転用、3年間）と

ということで、周辺の状況も見ましたが、特に問題ないところかと思えます。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法第5条関係の5番になります。本件は、令和3年6月28日開催の農業振興地域整備促進協議会において、容認の判定により農振除外の対象となった案件であります。当該申請地については、太陽光施設用地として転用することは特に問題ないかと考えております。ただし、譲受人である申請人が資材搬入道路として利用したいと主張しています公図上の道路につきましては、スペース的にはあるのですが、不整形な道路であるために、順調に作業が進められるかどうかちょっと気がかりな点がございまして、折を見ては私のほうで注意を払っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の1番です。この土地は、以前イノシシなんかも出たところだったのですが、周囲に電気柵が設置されておりまして、よく管理されているなど感じました。事業継続につきましては、特に問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

委員 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。5条関係の申請の3番、6番の2件になります。まず、3番の〇〇ですが、ここは市道に囲まれておりまして、隣接は宅地になっております。ほかの耕作地に特に影響はないと思えますので、許可をお願いしたいと思えます。それと、6番、ここは同じ受け人で、隣接地に同じような申請がありまして、去年だったか、もう許可になっております。特に周りに影響はないと思われま

るので、よろしく願いをいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議長 それでは、お諮りいたします。議案第3号については、審査班に審査を付託し

たいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番から9番の5件、以上合計9件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 1 : 5 1)

(書類審査)

(再開午後 2 : 1 2)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。それでは、農地法第3条関係で1班に付託されました議案第1号の農地法第3条は、1番から2番の2件でした。審査班で農地法第3条の許可基準により審査しました結果、調査書に示したとおりでありまして、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。何かありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めま

す。

2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりでありますので、許可相当であります。よろしく願います。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第3号の農地法第5条関係は、1番、2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているということで、許可相当であります。よろしく願います。

議 長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第3号、農地法5条関係は、3番から4番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、5番から9番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示

したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。しかし、6番につきまして、借受人の以前の工事を見て、ちょっと疑問を持ったということもありまして、近くの委員さんが経過観察をしていきたいという話になっております。
以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和5年1月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地取得下限面積（別段の面積）、農地法施行規則第17条第2項の適用について。

1番、区域、鷺宮字三本木2522-1。下限面積を1アールとします。

2番、区域、野殿字長坂1338、野殿字白山平1894-1、野殿字弁天1882、以上の3筆は、令和4年4月認定の野殿字長坂1393-1、1393-2の2筆に追加する区域の3筆です。下限面積を追加しまして1アール、合計で1アールとしました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案どおり農地の指定をすることに決定しました。
次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。
令和5年1月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
農用地利用集積計画は、議案書6ページ記載の11件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。
以上で議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして令和5年第1回安中市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議をいただきありがとうございました。

時に午後 2時22分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年1月25日

安中市農業委員会会長

3番委員

14番委員